

韓国商標審査基準改訂

～日本・韓国の健康食品の指定方法紹介～

2018年2月

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

はじめに

健康志向の向上や老化防止など様々な要因を背景に多種多様な原材料・効能を持つ健康食品が開発され、どこでも手軽に購入できるようになって久しいですが、この度、韓国の商標審査基準が改正し、健康機能食品（サプリメント）に係る商標の取得が容易になりました。韓国の審査基準改正の流れは日本の審査基準改正と同じ流れを汲んでおり、ここでは日韓の商標審査基準改正の流れと共に指定商品の指定方法をご紹介します。

■日本の審査基準改正の流れ

まず、日本での審査基準の改正の流れとサプリメントに係る商標の取得方法をご紹介します。

日本では2008年の改正前は、サプリメントに係る商標を漏れなく、網羅的に取得しようとした場合には、その原材料に応じて動物性食品及び野菜等の場合は第29類、植物性食品等の場合は第30類という様に、第29類・第30類のあらゆる商品を網羅的に指定する必要がありました。しかしながら、これらを網羅しても第5類の商品については権利を取得できていないという事に気づかない企業がある等、権利が錯綜し、紛争の種になっていました。

そこで、2008年、ニース国際分類第10版の発行に際し第5類へ「Dietary supplement」が追加されたのを機に、日本でも類似商品役務審査基準の第5類に「サプリメント（32F15）」が追加されました。（第29類、第30類で指定されたサプリメントには32F15が付されることになりました。）

改正後は第5類の「サプリメント（32F15）」を指定さえしていれば主原料が異なるサプリメントに対しても禁止権が及ぶことになり、指定が簡単かつ明確にできるようになり……

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。